平成２７年（家）第１３２号
新潟県村上市南町１丁目１番Ｃ14号
申立人　細野　一美
本籍新潟県村上市瀬波上町378番地、最後の住所新潟県村上市瀬波上町８番52号
不在者　細野　淳一
昭和39年７月31日生
届出期間満了日　平成27年11月２日
新潟家庭裁判所新発田支部

平成２７年（家）第６５７号
石川県金沢市窪５丁目249番地　ファミーユ７　203号室
申立人　安藤　浩一
本籍富山県高岡市四屋284番地、最後の住所富山県高岡市清水町１丁目６番１―11号　コーポ五嶋
不在者　安藤美代子
昭和11年９月19日生
届出期間満了日　平成27年11月４日
富山家庭裁判所高岡支部

失踪宣告

平成２６年（家）第２９０２号
本籍岐阜県下呂市金山町菅田笹洞782番地、最後の住所名古屋市守山区大字瀬古字元杁３番地　瀬古団地
不在者　石神　良治
昭和35年10月20日生
平成27年６月30日失踪宣告審判確定
名古屋家庭裁判所裁判所書記官

平成２６年（家）第６４８７号
本籍青森県むつ市新町202番地、最後の住所大阪市鶴見区緑３丁目５番72号
不在者　工藤　良逸
昭和10年１月４日生
平成27年６月30日失踪宣告審判確定
大阪家庭裁判所裁判所書記官

平成２６年（家）第５０９号
本籍兵庫県宝塚市南口２丁目345番地、最後の住所兵庫県宝塚市泉町３番77
不在者　西山　昭男
昭和９年８月９日生
平成27年６月30日失踪宣告審判確定
神戸家庭裁判所伊丹支部裁判所書記官

平成２６年（家）第５２３号
本籍兵庫県豊岡市但東町唐川416番地、最後の住所本籍に同じ
不在者　稲葉美津江
昭和22年２月26日生
平成27年６月27日失踪宣告審判確定
神戸家庭裁判所豊岡支部裁判所書記官

平成２７年（家）第４号
本籍東京都北区西ケ原３丁目４番地３、最後の住所鹿児島県川内市御陵下町159番地
不在者　天谷　ナヲ
大正４年12月21日生
平成27年６月27日失踪宣告審判確定
鹿児島家庭裁判所川内支部裁判所書記官

破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２７年（フ）第６０８３号
東京都国分寺市本町２丁目25番７号
債務者　ウァント株式会社
代表者代表取締役　小山　恭照
1　決定年月日時　平成27年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　杉本　太郎
4　破産債権の届出期間　平成27年８月４日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年10月８日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第６０８４号
東京都国分寺市北町１丁目21番地９
債務者　株式会社クルージャパン
代表者代表取締役　小山　恭照
1　決定年月日時　平成27年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　杉本　太郎
4　破産債権の届出期間　平成27年８月４日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年10月８日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第６０８５号
東京都青梅市仲町319番地201号
債務者　有限会社クルー
代表者代表取締役　小山　恭照
1　決定年月日時　平成27年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　杉本　太郎
4　破産債権の届出期間　平成27年８月４日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年10月８日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第６４号
鳥取県鳥取市松並町２丁目160番地
債務者　有限会社山陰予防医学研究所
代表者代表取締役　三上　大雄
1　決定年月日時　平成27年７月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士法人西川総合法律事務所
4　破産債権の届出期間　平成27年８月10日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年10月５日午後２時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
鳥取地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第３２号
長野県上伊那郡飯島町日曽利394番地
債務者　森脇　元喜
1　決定年月日時　平成27年７月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　平島　史彦
4　財産状況報告集会の期日　平成27年10月14日午前11時
長野地方裁判所伊那支部

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２７年（フ）第１００号
仙台市泉区市名坂字町１番地　メゾンド八乙女702
債務者　矢島　由美
1　決定年月日時　平成27年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　植松　丈樹
4　破産債権の届出期間　平成27年８月７日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年10月15日午前11時30分
6　免責意見申述期間　平成27年９月７日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第１４３号
鹿児島県鹿児島市新屋敷町16番53号
債務者　兵働　隆彦
1　決定年月日時　平成27年７月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　西村　徹
4　破産債権の届出期間　平成27年７月29日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年９月16日午前10時10分
6　免責意見申述期間　平成27年９月９日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２７年（フ）第８１号
松江市竹矢町1694番地７
債務者　原修次こと　竹田　修次
1　決定年月日時　平成27年７月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　峠田　晃宏
4　破産債権の届出期間　平成27年８月20日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年９月15日午前11時
6　免責意見申述期間　平成27年９月15日まで
松江地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第８号
青森県青森市大字三内字稲元26番地26　サンハイツ101号、旧住所青森県弘前市大字駅前町６番地６　M’Sファラ３F
債務者　井谷　正幸
1　決定年月日時　平成27年７月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山川　理宏
4　破産債権の届出期間　平成27年８月７日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年10月19日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成27年９月16日まで
青森地方裁判所弘前支部